

次世代地域公共交通ビジョン推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 徳島県における地域公共交通の維持・確保に向けた取組みを検証し、今後の施策について必要な助言を行うため、徳島県生活交通協議会の下に、次世代地域公共交通ビジョン推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 次世代地域公共交通ビジョン（以下「ビジョン」という。）の推進に関すること。
- (2) その他、ビジョンの推進に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員20人以内で構成する。

- 2 委員は、別表に挙げる分野について識見を有する者の内から、徳島県生活交通協議会会長が指名又は委嘱する。
- 3 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。また、補欠のために指名又は委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選任する。
- 3 委員長は委員会を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長がかけたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は必要に応じて、公共交通機関利用者等を招聘し、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会に関する事務は、徳島県県土整備部次世代交通課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年11月13日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

分野	備考
学識経験者	
交通関係者	
観光関係者	
教育関係者	
福祉関係者	
システム関係者	
徳島県生活交通協議会 (国, 県, 市町村関係者)	